



# 運営協力金運用規則

---

2018年4月27日

日本SPICEネットワーク運営委員会

## 1. 目的

会則第12条に基づき、勉強会等に必要なテキスト代、資料公開用サーバ維持費、会場使用料などの費用に使用する運営協力金に関する運用を定めることを目的とする。

## 2. 運営協力金の納入

会員は、勉強会（定例会、Camp）及び研究会の活動に参加する場合、運営協力金を納入しなければならない。原則として、年度の初回の活動に参加するときに運営協力金（年間2,000円）を納入する。

会員担当は、運営協力金の納入後、ダウンロードサイトへのアクセス権を設定し、本人へ連絡する。

## 3. 会計

納入された運営協力金は、事務局が管理する。

一旦納入された運営協力金は、いかなる場合にも返金しない。

年度（会則第29条参照）毎の会計管理を実施する。予算計画及び収支報告を運営委員会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

## 改定履歴

2016年4月28日	制定
2017年4月1日	改定（運営協力金 金額の変更）
2018年4月27日	改定（運営協力金納入対象者の明記、など）